

政令第百八十八号

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（法第二十九条第二項の政令で定める期間）

第八条 法第二十九条第二項の政令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる駐留軍用地跡地について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

駐留軍用地跡地	期間
平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の	二年

区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。